

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、下記のとおり指定管理者監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和元年 9 月 25 日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

## 記

### 1. 監査の対象

新庄・最上さくらが丘斎苑の平成 30 年度の施設管理に係る事務の執行について

### 2. 監査の期間

令和元年 8 月 22 日から令和元年 9 月 4 日まで

### 3. 監査の方法

監査対象課等に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

### 4. 監査の結果

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認したところ、計数的に正確であると認めた。また、施設の管理運営についても概ね妥当であった。

ただし、次の事項については改善措置が必要と認められる。

○火葬場使用料の徴収事務について、火葬場使用料に関する出納帳の入金額の月計と翌月市へ払い込みした火葬場使用料の不一致が認められるため、火葬場使用料の出納管理においては、関係法令等に基づき、明確かつ適切に管理すること。